

「国の教育ローン」をお申込みいただくお客さまへ 新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響を受けたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。日本政策金融公庫国民生活事業では、「国の教育ローン」につきまして、新型コロナウイルス感染症にかかる「特例措置」を実施しております。

▶ 対象となる方

令和2年1月29日以降に新型コロナウイルス感染症による影響を受けて世帯収入（所得）が減少している方

▶ 特例措置の内容

項目	特例措置の内容	(参考) 通常のご利用条件														
世帯年収（所得） 上限額の緩和	お子さまの人数が1人または2人である 世帯の世帯年収（所得）の上限額を引き上げ	お子さまの人数に応じた、世帯年収（所得）の上限額														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>お子さまの人数*</th> <th>世帯年収（所得）の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td rowspan="3">990（770）万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>	お子さまの人数*	世帯年収（所得）の上限額	1人	990（770）万円	2人	3人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>お子さまの人数*</th> <th>世帯年収（所得）の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>790（590）万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>890（680）万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>990（770）万円</td> </tr> </tbody> </table>	お子さまの人数*	世帯年収（所得）の上限額	1人	790（590）万円	2人	890（680）万円	3人	990（770）万円
	お子さまの人数*	世帯年収（所得）の上限額														
	1人	990（770）万円														
2人																
3人																
お子さまの人数*	世帯年収（所得）の上限額															
1人	790（590）万円															
2人	890（680）万円															
3人	990（770）万円															
返済期間の延長	18年以内	15年以内														

※お申込みいただく方の世帯で扶養しているお子さまの人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。

▶ お申込み時にご提出いただく書類

お申込み人	ご提出いただく書類 ^{※1} の例
お勤めの方	①収入（または所得）が減少した月 ^{※2} と ②前年（または前々年）の同月の収入（または所得）の両方が分かる給与明細書など
事業を営む方	①売上（または所得）が減少した1カ月間 ^{※2} と ②前年（または前々年）の同期の売上（または所得）の両方が分かる帳簿など

※1 お申込み人（主に生計を維持されている方）の収入等が減少していない場合は、配偶者または同居家族（同一生計であって、収入（所得）を家計に供している方に限ります。）名義の書類をご提出ください。

※2 令和2年1月以降のものをご提出ください。

詳しくは下記の「[教育ローンコールセンター](#)」へお問い合わせください。

教育ローンコールセンター  0570-008656 または 03-5321-8656

受付時間 月～金 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00

※日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）はご利用いただけません。



日本公庫は、民間金融機関の取組みを補完し、事業に取組む方々等を支援する政策金融機関です。